18.2.3　情報システムを、組織の情報セキュリティのための方針群及び標準の順守に関して、定めに従ってレビューする。

18.2.3.1　技術的順守は、技術専門家が後に解釈するための技術レポートを生成する自動ツールを活用してレビューする。

18.2.3.2　技術的順守は、自動ツールの活用に代わるものとして、経験をもつシステムエンジニアが手動で（必要な場合には、適切なソフトウェアツールの助けを得て）レビューする。

18.2.3.3　侵入テスト又はぜい弱性アセスメントを用いる場合、このような作業は、システムのセキュリティを危うくするかもしれないことに注意する。

18.2.3.4　侵入テスト又はぜい弱性アセスメントは、計画し、文書化し、また、繰り返し実施する。

18.2.3.5　いかなる技術的順守のレビューも、力量があり、認可されている者によって、又はその者の監督の下でだけ、実施する。

○経済産業省告示第三十八号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条及び第八十条の規定を実施するため、平成二十五年経済産業省告示第三十四号（電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等）の一部を次のように改正し、平成二十八年三月一日から施行する。

平成二十八年三月一日　　経済産業大臣　林　　幹雄

一の⑴を削る。

一の⑵中「家庭用冷蔵庫製造事業者等」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第10号に掲げる電気冷蔵庫のうち家庭用のもの（以下「家庭用冷蔵庫」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「家庭用冷蔵庫製造事業者等」という。）」に改め、「各年度」の下に「（平成32年４月１日に始まり平成33年３月31日に終わる年度までに限る。）」を加え、「３⑵」を「３⑴」に、「１⑵」を「１⑴」に改め、一の⑵の表及び同表の備考中「E_2」を「E_1」に、「V_2」を「V_1」に改め、一の⑵を一の⑴とする。

一の⑶中「３⑶」を「３⑵」に、「１⑶」を「１⑵」に改め、一の⑶の表及び同表の備考中「E_3」を「E_2」に、「V_3」を「V_2」に改め、一の⑶の表の備考４の表中「V_3」を「V_2」に改め、一の⑶を一の⑵とする。

一に次のように加える。

⑶　家庭用冷蔵庫製造事業者等は、目標年度（平成33年４月１日に始まり平成34年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する家庭用冷蔵庫のエネルギー消費効率（３⑶に定める方法により測定した数値をいう。以下１⑶において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定し、小数点以下を四捨五入した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区分				基準エネルギー消費効率の算定式
区分名	冷蔵庫の種別	冷却方式	定格内容積	
a	冷蔵庫及び冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	—	$E_3=0.735V_3+122$
b		冷気強制循環方式のもの	375Ｌ以下	$E_3=0.199V_3+265$
c			375Ｌ超	$E_3=0.281V_3+112$

備考　E_3及びV_3は、次の数値を表すものとする。

E_3：基準エネルギー消費効率（単位　キロワット時毎年）

V_3：調整内容積（各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値）（単位　リットル）

$V_3=\sum_{i=1}^{n}(Kci \cdot Vi)$

Kci：調整内容積係数（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値）

Vi：定格内容積（次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値）（単位　リットル）

ｎ：冷蔵庫及び冷凍冷蔵庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数 Kci
パントリー	0.38
セラー	0.62
冷蔵	1
チラー	1.1
ゼロスター	1.19
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

３の⑴を削る。

３の⑵中「１⑵」を「１⑴」に、「切替える」を「切り替える」に改め、３の⑵を３の⑴とする。

３の⑶中「１⑶」を「１⑵」に改め、３の⑶を３の⑵とする。

３に次のように加える。

⑶　１⑶のエネルギー消費効率は、ＪＩＳ　Ｃ9801－３（2015）に規定する方法により測定した年間消費電力量（定格周波数が50ヘルツ・60ヘルツ共用のものにあっては、それぞれの周波数で測定した数値のうち大きいもの）とする。なお、冷凍室であって冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切り替えることができるものを有する家庭用冷蔵庫にあっては、それぞれの状態で測定した数値のうち大きいものとする。

○経済産業省告示第三十九号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条及び第八十条の規定を実施するため、平成二十五年経済産業省告示第三十五号（電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月一日　　経済産業大臣　林　　幹雄

一の⑴を削る。

一の⑵中「家庭用冷凍庫製造事業者等」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第11号に掲げる電気冷凍庫のうち家庭用のもの（以下「家庭用冷凍庫」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「家庭用冷凍庫製造事業者等」という。）」に改め、「各年度」の下に「（平成32年４月１日に始まり平成33年３月31日に終わる年度までに限る。）」を加え、「３⑵」を「３⑴」に、「１⑵」を「１⑴」に改め、一の⑵の表及び同表の備考中「E_2」を「E_1」に、「V_2」を「V_1」に改め、一の⑵を一の⑴とする。

一の⑶中「３⑶」を「３⑵」に、「１⑶」を「１⑵」に改め、一の⑶の表及び同表の備考中「E_3」を「E_2」に、「V_3」を「V_2」に改め、一の⑶の表の備考６の表中「V_3」を「V_2」に改め、一の⑶を一の⑵とする。